

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 4 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について（3/4 時点）

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から 2 点ご連絡がございましたので、情報提供いたします。
添付文書等をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 添付資料

- ① 新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について（令和 3 年 2 月 25 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）
- ② 高齢者施設等における唾液検体の摂取方法について（令和 3 年 3 月 3 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 3.1 版）」及び唾液検体の採取方法について（令和 3 年 3 月 3 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp （課代表）